

寄附金控除について

公益法人の社会的活動に共感される個人や企業の方々がその公益法人に寄附を行うことに対して、法律では税制上の優遇措置が設けられています。

- **個人様**が特定公益増進法人に対して行う寄附については、「**所得控除**」と「**税額控除**」の、いずれか一方を選択することができるようになっております。

しかし、公益社団法人日本電気技術者協会は、特定公益増進法人ですが、設立以来今日に至るまで、制度的な寄附金受け入れ実績がないため、現時点では「**税額控除**」を選択して戴く要件が整っておりません。従って、当分の間は従来通りの「**所得控除**」の優遇措置を受けて戴くこととなります。

- **会社などの法人様**が公益社団法人日本電気技術者協会に対して行う寄附については、一般の損金算入限度額とは別に、**別枠の損金算入限度額**をご利用いただくことができます。

■ 控除制度の概要

★ 個人が支出する寄附の寄附金控除(所得控除)

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に寄附を行ったときは、これらの寄附の合計額(所得金額の40%が上限)から2,000円を差し引いた金額が寄附金控除として所得から控除されます。

事例：

その年の総所得金額が520万円

全 寄附金の合計額が16万円 の場合

全 寄附金控除額は、158,000円(=160,000円-2,000円)

即ち、総所得金額520万円から15万8千円が控除されます。

なお、この方の寄附金控除額の限度は、2,078,000円(=5,200,000円×0.4-2,000円)です。

★ 会社など法人が支出する寄附の場合

特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

事例：

資本金が2億円、事業年度の所得金額が2,000万円の場合

(イ) 一般損金算入限度額=250,000円

$$= [(20,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100) + (200,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000)] \times 0.25$$

(ロ) 別枠の損金算入限度額=1,000,000 円

$$= [(20,000,000 \text{ 円} \times 6.25 / 100) + (200,000,000 \text{ 円} \times 3.75 / 1000)] \times 0.5$$

従って、この法人は(イ)と(ロ)の合計金額=1,250,000 円を限度として損金算入が認められます。

★ 税制の変更

この「寄附金控除について」は、内閣府の「公益法人税制」及び国税庁の「新たな公益法人関係税制の手引(平成 24 年 9 月)」を基にして、協会が作成したものです。

税制は改訂されることがありますので、最新情報については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)でご確認戴くか最寄りの税務署にお尋ね戴きますよう、お願いいたします。

以上